

【R&I グリーンボンドアセスメント】

東京センチュリー株式会社 第25回無担保社債
(東京センチュリーグリーンボンド)

: GA1 本評価

格付投資情報センター(R&I)は上記の R&I グリーンボンドアセスメント (GA1 (本評価)) を公表しました。R&Iは予備評価を2018年9月10日に公表しており、今回予備評価を本評価に切り替えました。

【対象債券の概要】

名称	東京センチュリー株式会社 第25回無担保社債 (東京センチュリーグリーンボンド)
発行体	東京センチュリー株式会社
発行額	100億円
R&I グリーンボンド アセスメント	GA1 (本評価)
発行日	2018年10月15日
償還日	2023年10月13日

R&Iは、本債券の確定した発行額や期間等を踏まえ、本債券が東京センチュリーが定めたグリーンボンドフレームワークに則ったものとなっていることを確認し、GA1 (本評価) を付与した。

評価の詳細は、添付の2018年9月10日付 R&I グリーンボンドアセスメント (GA1 (予備評価)、セカンドオピニオン) を参照。

本グリーンボンドに対して R&I は本アセスメントに加えて信用格付を付与している。詳細は、<https://www.r-i.co.jp/rating/issuers/007200/8439/index.html> 参照。

R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務 (信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務) です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

【R&I グリーンボンドアセスメント】

東京センチュリー株式会社 東京センチュリーグリーンボンド

: GA1 予備評価

: セカンドオピニオン

(セカンドオピニオンとは、グリーンボンド原則等への適合性に関する意見です。)

格付投資情報センター(R&I)は上記の R&I グリーンボンドアセスメント (GA1 (予備評価)、セカンドオピニオン) を公表しました。

【対象債券の概要】

名称	東京センチュリーグリーンボンド
発行体	東京センチュリー株式会社
発行額	100 億円 (予定)
R&I グリーンボンドアセスメント	GA1 (予備評価)
発行日	2018 年 10 月 (予定)
償還日	2023 年 10 月 (予定)

【概要】

東京センチュリーは、みずほフィナンシャルグループと親密な総合リース大手。国内リース事業をはじめ、船舶、航空機、環境・エネルギーや不動産を中心としたスペシャルティ事業、自動車リースやレンタカーを中心とした国内オート事業、および国際事業を展開する。2012年8月に設立した京セラ株式会社との合弁会社「京セラ TCL ソーラー合同会社」(以下、KTS)では、太陽光発電事業を手掛けており、2018年8月末時点で全国 67 ヲ所、約 258.1MW の規模で発電事業を行っている。

今般、KTS 向けの太陽光発電設備リースを資金使途として、グリーンボンド発行を検討しており、グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) の 4 基準である、調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティングに関する発行体の対応方針であるグリーンボンドフレームワークを策定した。

【R&I グリーンボンドアセスメント】

R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに定める評価方法に従い、本グリーンボンドの調達資金が環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1 (予備評価) を付与した。なお、本件は予備評価であり、最終的な発行内容などを確認し、改めて評価を行う。

【グリーンボンド原則等に適合する旨のセカンドオピニオン】

また、グリーンボンドフレームワークがグリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものである旨のセカンドオピニオンを提供する。

なお、今回発行を検討している本グリーンボンドについて、債券の発行額や期間、具体的な対象事業・資産の内容や充当スケジュール等の内容を踏まえ、本フレームワークに則ったものとなっていることを確認している。

【評価理由】

- ・ 調達資金の使途は、KTS が行う太陽光発電事業向けに東京センチュリーがリースを行った太陽光発電設備の購入資金のリファイナンスである。KTS の発電所のうち 2016 年 10 月以降に検収したリース契約を対象としたものが選定される。
- ・ R&I は、(1) 対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2) 開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、対象事業に対する東京センチュリーの審査基準や対象事業全体の中からサンプリングした発電所に関して、面談や書面等にて確認を行い、調達資金の使途がグリーンボンドの資金使途として妥当と判断した。
- ・ プロジェクトの評価と選定のプロセスは、財務部を中心に関連部署が関与して行われている。本グリーンボンドの発行については、取締役会における社債包括決議に基づき、サステナビリティの企画・推進・総括を担当している経営企画部サステナビリティ推進室が関与し経営会議の審議を経て決定されている。対象事業の選定については、太陽光発電事業の事業性および当該事業の環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果への対応に専門性を有する環境エネルギー第一部が関与して決定されている。対象事業は、東京センチュリーの経営理念をはじめとした環境方針に則ったものと位置付けられている。
- ・ 調達資金の管理は、調達後全額をリファイナンスに充当する予定である。資金充当後、四半期に一度、対象資産のリース残高が本グリーンボンドによる調達額以上であることを確認する。未充当資金は発生しない見込みであるものの、仮に発生した場合には現預金にて管理する方針である。
- ・ レポーティングは、年に一度東京センチュリーの HP 上で、資金充当状況と KTS の発電所全体での CO2 削減量等が開示される。
- ・ 東京センチュリーは、環境に関する方針・体制を構築し、KTS の太陽光発電事業等の事業を通じた環境活動及びオフィスの省エネルギー化等の取組みを推進している。

R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

■ 発行体(東京センチュリー)の概要

東京センチュリーは、みずほフィナンシャルグループと親密な総合リース大手。国内リース事業をはじめ、船舶、航空機、環境・エネルギーや不動産を中心としたスペシャルティ事業、自動車リースやレンタカーを中心とした国内オート事業、および国際事業を展開する。

東京センチュリーでは、「環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献」することを経営理念に掲げ、オフィスからの環境負荷を低減させる活動だけでなく事業活動を通じた環境貢献に取り組んでいる。

事業活動を通じた環境貢献としては、環境ビジネスに係るリース・割賦・ファイナンス取引、中古 PC のリファービッシュ事業、再生可能エネルギー事業等を行っている。

特にスペシャルティ事業分野では、子会社である KTS を通じて、太陽光発電による再生可能エネルギー事業に注力しており、2018 年 8 月末時点で全国 67 ヶ所、約 258.1MW の太陽光発電所を稼働・運営し、2018 年 3 月には千葉県・山倉ダムにて日本最大の水上設置型メガソーラー発電所が稼働した。

また、街灯の LED 化による省エネルギー化や、クリーンエネルギーの地産地消に貢献する仕組みの太陽光発電スキームを構築し、地方自治体等に向けて推進した事業は、21 世紀金融行動原則の 2016 年度グッドプラクティスに選定されている。

ASEAN 各国において、二国間クレジット制度 (JCM) ¹等を利用した温室効果ガス削減、エネルギー自給率向上といった取組みを行っており、日本の金融・サービス企業として初めて、JCM の代表事業者として選定されている。

東京センチュリーは、今回こうした取組みの一環として、グリーンボンドフレームワークを策定し、グリーンボンドの発行を検討している。同社が継続的に環境事業を推進していくうえで、グリーンボンドの発行は、様々なステークホルダーに対し同社事業への理解を深めてもらい、賛同を得るうえにおいても貢献するものと考えている。

¹ 途上国において、優れた低炭素技術等の普及を通じてCO2 (温室効果ガス) の削減を実現し、削減されたCO2算出量の一部を、日本の排出削減量として計上することを目指すための二国間制度。

■ グリーンボンドフレームワーク(東京センチュリーグリーンボンド)の概要

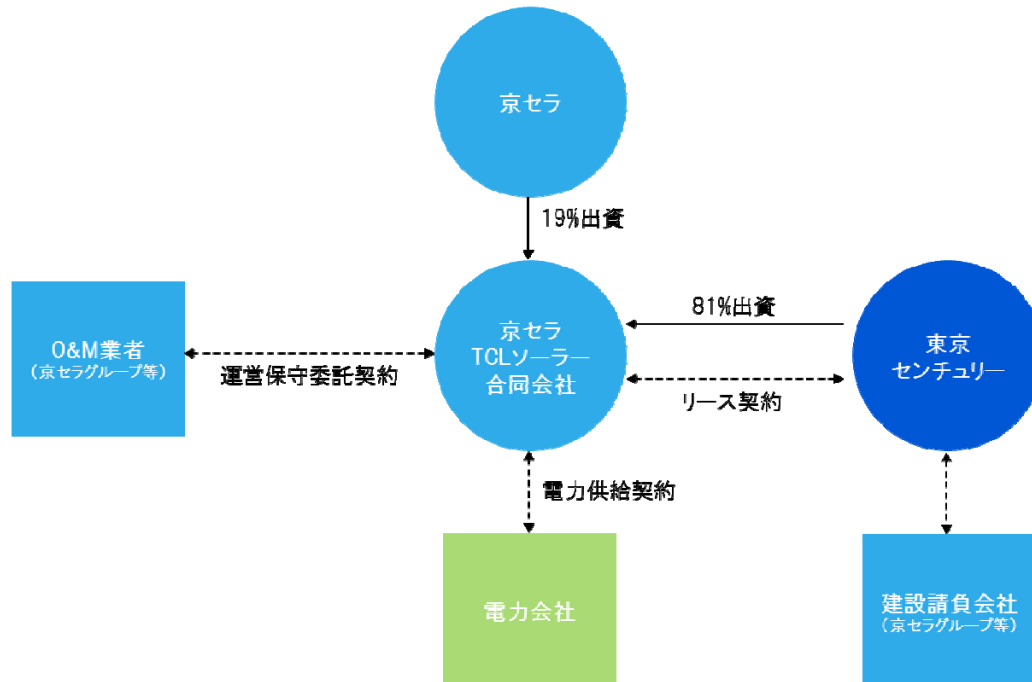
東京センチュリーは、グリーンボンド発行に当たり、グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) の4基準である、調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートイングに関する発行体の対応方針であるグリーンボンドフレームワークを作成した。本フレームワークの概要は、以下の通りである。

1. 調達資金の使途 : Use of Proceeds

- グリーンボンドの調達資金は、以下の選定基準を満たす事業に充当される予定である。

事業区分	事業名
再生可能エネルギー	「京セラ TCL ソーラー合同会社」が行う太陽光発電事業

- 対象事業は、東京センチュリーが81%の持ち分を保有する子会社「京セラ TCL ソーラー合同会社」(KTS)が行う太陽光発電事業である。東京センチュリーは、KTSに対し太陽光発電向けの設備リースを供与しており、グリーンボンドの調達資金は当該リース資産取得資金のリファイナンスに充当される。
- KTSは、2018年8月末時点で全国67ヵ所、パネル出力258.1MW分の太陽光発電事業を行っており、2017年4月から2018年3月迄の年間発電量は149,681MWh、CO2削減効果は、47,075トンであった。
- KTSの行う太陽光発電事業のスキームは下図の通りである。



- ・ リファイナンス対象となる事業の対象期間（Look-back period）は、市場慣行に則り、過去一定期間内に実施されたものに限定する方針である。
- ・ 太陽光発電事業に伴う、環境面の潜在的にネガティブな効果としては、一般的に、大規模な土地造成に伴う生態系の破壊や悪影響、濁水の流出、光害・景観への悪影響、関連設備からの騒音・振動などがあげられる。KTS の発電所では、林地開発や環境保全等の環境に関する法令、条例等を満たしたうえで発電所の建設を行うほか、必要に応じて住民説明会等を開催しており、環境面や社会面へのネガティブな効果への対応を行っている。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。R&I グリーンボンドアセスメントは、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、R&I グリーンボンドアセスメント（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧下さい。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス: Process for Project Evaluation and Selection

- ・ 東京センチュリーは「環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献」することを経営理念として掲げており、KTSの太陽光発電事業は同社がサステナブルな成長を目指すうえで重要な推進事業の一つとなっている。東京センチュリーは同事業を通じて、事業活動を通じた社会貢献、環境保全を推進している。
- ・ 同事業は、再生可能エネルギーであり、高い環境改善効果（CO2削減効果）が見込まれるほか、環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果に配慮して開発、運営が行われている。
- ・ こうしたことから、東京センチュリーでは、財務部と環境・エネルギー分野のリースファイナンスを行う環境エネルギー第一部が協議し、KTSの太陽光発電事業をグリーンボンドの対象事業とすることが適切と判断した。
- ・ 本グリーンボンド発行は、財務部が、全社サステナビリティの企画・推進・総括を担当している経営企画部サステナビリティ推進室及び広報 IR 部と協議し、同社の環境事業の推進に資するものとして取組検討を推進してきた。
- ・ 本グリーンボンドの発行は、取締役会における社債包括決議に基づき、経営会議の審議を経て決定されている。

■東京センチュリーの環境活動に関する方針

(1) 経営理念

「東京センチュリーグループは、高い専門性と独自性を持つ金融・サービス企業として、事業の成長に挑戦するお客さまとともに、環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献します。」

(2) 経営方針（抜粋）

「企業の社会的責任を常に意識し、循環型経済社会づくりを担う存在として、積極的かつ誠実に事業活動を行います。」

(2) その他 規範・指針等

▶ 「企業行動規範」（抜粋）

5. 環境の保全

東京センチュリーグループは、事業活動のあらゆる分野において、環境に配慮した持続可能な循環型経済社会の実現を目指し、環境の保全に努めます。

▶ 「私たちの行動指針」（抜粋）

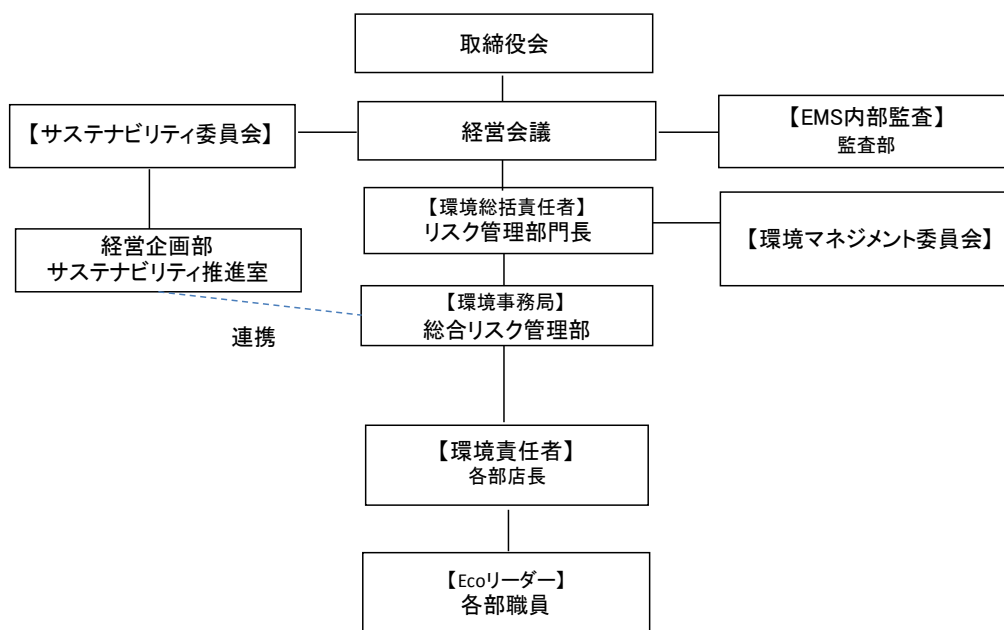
5. 環境の保全活動に努めます

私たちは、環境問題に対する意識を高く持ち、自ら進んで地球温暖化対策や省エネルギー活動など、環境に配慮した保全活動に努めます。

▶ 環境基本方針（概要）

上記(1)の経営理念のもと、「環境基本方針」は5つの要素から構成され、①事業を通じた地球環境保全、②循環型経済社会の実現への貢献、③省資源・省エネルギー活動の推進、④法令等の順守、⑤継続的改善への取組を行うことを定めている。

東京センチュリー(株) 環境マネジメント体制



■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラスクエア <https://www.r-i.co.jp>

R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。R&I グリーンボンドアセスメントは、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、R&I グリーンボンドアセスメント（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧下さい。

3. 調達資金の管理 : Management of Proceeds

- ・ グリーンボンドで調達した資金は、調達後速やかにリファイナンスに充当される予定である。
- ・ 資金の充当後、東京センチュリーの財務部において、四半期に一度、同社のリース資産管理システムを用いて、本グリーンボンドの資金使途となる対象プロジェクトへのリース資産残高がグリーンボンドによる調達額以上となることを確認する予定である。
- ・ 調達後全額をリファイナンスに充当する予定であるため、未充当資金は発生しない見込みであるものの、仮に発生した場合には現預金にて管理する方針を東京センチュリーは定めている。
- ・ また KTS 向けのリース資産残高は、将来にわたり一定額以上が見込めるものの、万一グリーンボンドの残高を下回った場合は、本プロジェクトと同等に環境改善効果の高いリース資産への再充当を行う予定である。

4. レポーティング : Reporting

- ・ 東京センチュリーでは、グリーンボンドのレポーティングについて、同社の HP にて年に 1 回開示することを予定している。
- ・ レポーティングの主な内容は、①資金充当状況レポーティング、②インパクト・レポーティング、の 2 点である。
- ・ ①については、資金充当が完了するまで、充当状況がレポートされる予定である。また KTS の発電所のうち代表的なもの概要が開示される予定である。
- ・ ②については、以下のように KTS の発電所全体での年間発電量及び CO2 削減量が開示される。

項目	単位	2016/3 期 (実績)	2017/3 期 (実績)	2018/3 期 (実績)
KTS の太陽光発電事業 による CO2 の削減	年間発電量 (MWh)	67,011	111,487	149,681
	CO2 削減量 (t) (通常火力発電対比)	21,075	35,063	47,075

出所：太陽光発電協会が公表する「CO2 削減に関する基準」を参考に東京センチュリーにて試算

■ グリーンボンドフレームワークに対する評価（セカンドオピニオン）

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントの評価方法に則り、東京センチュリーの作成するグリーンボンドフレームワークが、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に適合しているか否かの確認を行った。

1. 調達資金の用途: Use of Proceeds

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、まず調達資金の充当先である対象事業が、環境問題の解決に資する事業である必要がある。

主な評価の根拠

- ・ 本フレームワークの内容の確認
- ・ 東京センチュリーのリース実行時における審査基準に関する確認
- ・ 対象事業全体の中からサンプリングした発電所に関する確認

評価

- ・ 本フレームワークでは、調達資金はKTSが行う太陽光発電事業向けのリース資産購入資金のリファイナンスに充当される。
- ・ 対象事業は再生可能エネルギーの一種である太陽光発電事業であり、十分な環境改善効果（CO2削減効果）が想定できるグリーン適格資産である。
- ・ R&Iは、(1) 対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2) 開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、対象事業に対する東京センチュリーの審査基準や対象事業全体の中からサンプリングした発電所に関して、面談や書面等にて確認を行った。
- ・ (1) の観点では、事業用地の確保、主要な発電設備の選定、O&M体制等を踏まえ十分な事業性が見込めることを確認し、グリーンボンドの対象事業として高い環境改善効果が期待できると判断した。
- ・ (2) の観点では、開発・運営時に必要な許認可の取得をはじめ周辺環境に配慮した対応がなされていることを確認し、環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされていると判断した。
- ・ 充当予定の対象プロジェクトは稼働開始から一定期間以内のものに限定されている。また、対象資産は、東京センチュリーがコマーシャル・ペーパーで調達した資金の借り換えである。グリーンボンドのリファイナンス対象資産としては、問題ないことを確認した。

以上より、本フレームワークにおける調達資金の用途は、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものとなっていると判断した。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス: Process for Project Evaluation and Selection

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、発行体がなぜ対象事業を環境問題に資する事業であると考え、どのようにして選定したのかというプロセスが、明確かつ合理的である必要がある。

主な評価の根拠

- ・ 本フレームワークの内容の確認
- ・ 東京センチュリーの環境方針
- ・ 東京センチュリーのリース実行時における審査基準に関する確認
- ・ 対象事業全体の中からサンプリングした発電所に関する確認

評価

- ・ 対象事業は東京センチュリーの経営理念をはじめとした環境方針に則ったものとなっている。
- ・ 対象事業は、十分な環境改善効果が見込め（かつ事業性を有し）、環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果に対する配慮がなされている。
- ・ プロジェクトの評価と選定のプロセスは、財務部を中心に関連部署が関与して行われている。本グリーンボンドの発行については、取締役会における社債包括決議に基づき、サステナビリティの企画・推進・総括を担当している経営企画部サステナビリティ推進室が関与し経営会議の審議を経て決定されている。対象事業の選定については、太陽光発電事業の事業性および当該事業の環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果への対応に専門性を有する環境エネルギー第一部が関与して決定されている。

以上より、本フレームワークにおける対象事業の選定のプロセスは、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

3. 調達資金の管理: Management of Proceeds

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、調達資金が他の事業に使われず、確実に対象事業に充当される必要がある。

主な評価の根拠

- ・ 本フレームワークの内容の確認

評価

- ・ 東京センチュリーは、グリーンボンドで調達した資金を、調達後速やかにリファイナンスに充当する。また、四半期に一度財務部にて、対象事業へのリース資産残高がグリーンボンドによる調達資金を上回っているか確認を行う予定であり、調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための措置は整っていると考えられる。
- ・ このほか、原則未充当資金は発生しない予定であるものの、発生した場合には現預金で管理する方針とする旨、万が一リース資産残高が調達資金を下回る場合には他の環境改善効果の高いリース資産への再充当を行う旨、等が定められており、調達資金を管理するうえで妥当な内容が定められている。

以上より、本フレームワークにおける調達資金管理の方針は、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

4. レポーティング: Reporting

グリーンボンドの調達資金が、調達後環境問題の解決に資する事業に投資されたことが明らかとなるためには、どのような事業にいつ充当され、その結果どのような環境改善効果があったかを、発行体がレポーティングすることが期待される。

主な評価の根拠

- ・ 本フレームワークの内容の確認

評価

- ・ 本グリーンボンドのレポーティングは、年に一度、東京センチュリーの HP 上で行われる予定である。その内容は資金充当状況レポーティングと KTS の発電所全体のインパクト・レポーティングであり、妥当な内容となっている。

以上より、本フレームワークにおけるレポーティングは、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

＜総合評価＞

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントの評価方法に則り、本フレームワークが、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものとなっていると判断した。

本セカンドオピニオンは、今回発行するグリーンボンドにのみ適用されるものであって、2回目以降に発行される際には、再度確認の上ニュースリリースを行う。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp
■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

R&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。R&Iグリーンボンドアセスメントは、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメント（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

■ 本グリーンボンドに対する評価

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントの評価方法に則り、本グリーンボンドにおいて予定されている発行額や期間、具体的な対象プロジェクトの内容や充当スケジュール等が、本フレームワークの内容に則ったものとなっているか確認を行った。また、本フレームワークの内容や本グリーンボンドにおける具体的な対応の内容を踏まえ、本グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する評価を行った。

1. 調達資金の使途: Use of Proceeds

- ・ 本グリーンボンドの対象プロジェクトは、本フレームワークにおける対象事業（KTSの太陽光発電所）の内、過去2年以内に検収したリース契約が対象として選定されており、グリーンボンドフレームワークに則った内容となっている。
- ・ R&Iは、本フレームワークに対する評価と同様に、(1) 対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2) 開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているか、を確認した。
- ・ この結果、対象プロジェクトは十分な環境改善効果が見込まれ、環境面における潜在的にネガティブな効果に配慮して開発、運営がなされていることを確認した。
- ・ 資金使途は、対象プロジェクトに対してリースした太陽光発電設備の購入資金のリファイナンスであり、過去2年以内に検収したリース契約が対象となっている。
- ・ また、対象事業のリース資産残高が、当初においてもグリーンボンドの償還時においても、グリーンボンドで調達する予定金額を十分に上回ることを確認した。

以上より、本グリーンボンドの資金使途は、環境問題の解決に資する程度が特に優れていると判断した。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス: Process for Project Evaluation and Selection

- ・ 本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、プロジェクトが選定される予定であることを確認した。
- ・ R&Iは、本グリーンボンドのプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。

3. 調達資金の管理: Management of Proceeds

- ・ 本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、調達資金が管理される予定であることを確認した。
- ・ R&Iは、本グリーンボンドの調達資金の管理方法は、適切に定められており、優れていると判断した。

4. レポーティング: Reporting

- ・ 本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、レポーティングが行われる予定であることを確認した。
- ・ R&I は、本グリーンボンドのレポーティング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。

5. 発行体の環境活動

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度は、発行体の環境活動への取組み姿勢や取組み実績が影響すると考えられる。これは、環境活動に関心が高く実績のある発行体の方が、調達資金を環境問題の解決に資する事業に充当し、遂行する可能性が高いと考えるためである。

- ・ 東京センチュリーは、環境に関する方針・体制を構築し、KTS の太陽光発電事業等の事業を通じた環境活動及びオフィスの省エネルギー化等の取組みを推進している。また、日本の金融・サービス企業として初めて、JCM（二国間クレジット制度）の代表事業者として選定されている。
- ・ 環境活動への取組み姿勢は優れていると判断した。

＜総合評価＞

以上より、本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき発行される予定であり、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版の 4 要件に適合したグリーンボンドであると判断した。

また、R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに則り、本グリーンボンドの評価を行った。各項目の評価を基に総合評価を行い、R&I は評価対象のグリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1（予備評価）を付与した。各項目における評価は、下記の通りである。

【項目別評価】

各項目を 5 段階で評価し、（最上位）から （最下位）で表示している。

項目	評価	概要
調達資金の使途		対象となる太陽光発電所は、十分な環境改善効果が見込めるほか、環境面における潜在的にネガティブな効果に配慮して開発、運営がなされている。環境問題の解決に資する程度が特に優れていると判断した。
プロジェクトの評価と選定のプロセス		本グリーンボンドのプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。
調達資金の管理		本グリーンボンドの調達資金の管理方法は、適切に定められており、優れていると判断した。
レポートニング		本グリーンボンドのレポートニング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。
発行体の環境活動		環境に関する方針・体制を構築し、事業を通じた環境活動及びオフィスの省エネルギー化等の取組みを推進している。発行体の環境活動への取組み姿勢は、優れていると判断した。

R&I グリーンボンドアセスメントの評価方法は以下のホームページに公開されています。

https://www.r-i.co.jp/rating/products/green_bond/assessment.html

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

R&Iが評価対象の評価に用いる評価方法は、R&Iが独自の分析、研究等に基づいて作成したR&Iの意見の表明にすぎず、R&Iは、評価方法の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。また、R&Iは、評価方法の開示によって、いずれかの者の投資判断や財務等に関する助言を行い、又は投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、評価方法の内容、使用等に関して使用者その他の第三者に発生する損害等につき、請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、何ら責任を負いません。評価方法に関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

グリーンボンド／グリーンボンド・プログラム

独立した外部レビューフォーム

セクション 1. 基本情報

発行体名：東京センチュリー株式会社

グリーンボンドの ISIN 又は 発行体のグリーンボンド発行に関するフレームワーク名（該当する場合）：

独立した外部レビュー実施者名：格付投資情報センター

本フォーム記入完了日：2018年10月5日

レビュー発表日：2018年10月5日

セクション 2. レビュー概要

レビュー範囲

必要に応じて、レビューの範囲を要約するために以下の項目を利用又は採用する。

本レビューでは、以下の要素を評価し、グリーンボンド原則（以下、GBP）との整合性を確認した：

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の使途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定のプロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポーティング |

独立した外部レビュー実施者の役割

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> セカンドオピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input checked="" type="checkbox"/> スコアリング/レーティング（格付け） |
| <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： | |

注記：複数のレビューを実施又は異なる複数のレビュー実施者が存在する場合、それぞれ別々の用紙にご記入ください。

Latest update: June 2018

■お問合せ先：マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先：経営企画室（広報担当） TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。R&I グリーンボンドアセスメントは、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、R&I グリーンボンドアセスメント（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

レビューのエグゼクティブサマリおよび/またはレビュー全文へのリンク（該当する場合）

【R&I グリーンボンドアセスメント】

R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに定める評価方法に従い、本グリーンボンドの調達資金が環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1 を付与した。

【グリーンボンド原則等に適合する旨のセカンドオピニオン】

また、グリーンボンドフレームワークがグリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものである旨のセカンドオピニオンを提供する。

レビュー全文は、本リリースの本文を参照。

セクション 3. レビュー詳細

レビュー実施者には可能な限り以下の情報を提供し、レビュー範囲を説明するためにコメントセクションを利用するよう推奨する。

1. 調達資金の使途

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

＜本フレームワークについて＞

本フレームワークでは、調達資金は KTS が行う太陽光発電事業向けのリース資産購入資金のリファイナンスに充当される。

対象事業は再生可能エネルギーの一種である太陽光発電事業であり、十分な環境改善効果（CO2削減効果）が想定できるグリーン適格資産である。

R&I は、（1）対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、（2）開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、対象事業に対する東京センチュリーの審査基準や対象事業全体の中からサンプリングした発電所に関して、面談や書面等にて確認を行った。

（1）の観点では、事業用地の確保、主要な発電設備の選定、O&M 体制等を踏まえ十分な事業性が見込めることを確認し、グリーンボンドの対象事業として高い環境改善効果が期待できると判断した。

（2）の観点では、開発・運営時に必要な許認可の取得をはじめ周辺環境に配慮した対応がなされていることを確認し、環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされていると判断した。

充当予定の対象プロジェクトは稼働開始から一定期間以内のものに限定されている。また、対象資産は、東京センチュリーがコマーシャル・ペーパーで調達した資金の借り換えである。グリーンボンドのリファイナンス対象資産としては、問題ないことを確認した。

以上より、本フレームワークにおける調達資金の使途は、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

<本グリーンボンドについて>

本グリーンボンドの対象プロジェクトは、本フレームワークにおける対象事業（KTSの太陽光発電所）の内、過去2年以内に検収したリース契約が対象として選定されており、グリーンボンドフレームワークに則った内容となっている。

R&Iは、本フレームワークに対する評価と同様に、(1)対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2)開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているか、を確認した。

この結果、対象プロジェクトは十分な環境改善効果が見込まれ、環境面における潜在的にネガティブな効果に配慮して開発、運営がなされていることを確認した。

資金使途は、対象プロジェクトに対してリースした太陽光発電設備の購入資金のリファイナンスであり、過去2年以内に検収したリース契約が対象となっている。

また、対象事業のリース資産残高が、当初においてもグリーンボンドの償還時においても、グリーンボンドで調達する予定金額を十分に上回ることを確認した。

以上より、本グリーンボンドの資金使途は、環境問題の解決に資する程度が特に優れていると判断した。

GBPによる調達資金の使途カテゴリ：

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギー | <input type="checkbox"/> エネルギー効率 |
| <input type="checkbox"/> 汚染防止および管理 | <input type="checkbox"/> 生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理 |
| <input type="checkbox"/> 陸上および水生生物の多様性の保全 | <input type="checkbox"/> クリーン輸送 |
| <input type="checkbox"/> 持続可能な水資源および廃水管理 | <input type="checkbox"/> 気候変動への適応 |
| <input type="checkbox"/> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス | <input type="checkbox"/> グリーンビルディング（環境配慮型ビル） |
| <input type="checkbox"/> 発行時には知られていなかったが現在GBPカテゴリへの適合が予想されている、又は、GBPでまだ規定されていないその他の適格分野 | <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： |

GBPの事業区分に当てはまらない場合で、環境に関する分類がある場合は、ご記入ください：

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

<本フレームワークについて>

対象事業は東京センチュリーの経営理念をはじめとした環境方針に則ったものとなっている。

対象事業は、十分な環境改善効果が見込め（かつ事業性を有し）、環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果に対する配慮がなされている。

プロジェクトの評価と選定のプロセスは、財務部を中心に関連部署が関与して行われている。本グリーンボンドの発行については、取締役会における社債包括決議に基づき、サステナビリティの企画・推進・総括を担当している経営企画部サステナビリティ推進室が関与し経営会議の審議を経て決定されている。対象事業の選定については、太陽光発電事業の事業性および当該事業の環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果への対応に専門性を有する環境エネルギー第一部が関与して決定されている。

以上より、本フレームワークにおける対象事業の選定のプロセスは、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

<本グリーンボンドについて>

本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、プロジェクトが選定される予定であることを確認した。

R&I は、本グリーンボンドのプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。

評価と選定

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 十分な発行体の環境面での持続可能性に係る目標がある | <input checked="" type="checkbox"/> 文書化されたプロセスにより、定義された事業区分にプロジェクトが適合すると判断される |
| <input checked="" type="checkbox"/> グリーンボンドの適格プロジェクトを定義した透明性の高いクライテリアがある | <input checked="" type="checkbox"/> 文書化されたプロセスにより、プロジェクトに関連する潜在的な ESG リスクは特定・管理される |
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定のためのクライテリアの概要が、公表される | <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： |

責任およびアカウンタビリティに関する情報

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 外部機関の助言または検証を受けた評価／選定基準である | <input checked="" type="checkbox"/> 組織内で定められた評価基準である |
| <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： | |

3. 調達資金の管理

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

<本フレームワークについて>

東京センチュリーは、グリーンボンドで調達した資金を、調達後速やかにリファイナンスに充当する。また、四半期に一度財務部にて、対象事業へのリース資産残高がグリーンボンドによる調達資金を上回っているか確認を行う予定であり、調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための措置は整っていると考えられる。

このほか、原則未充当資金は発生しない予定であるものの、発生した場合には現預金で管理する方針とする旨、万が一リース資産残高が調達資金を下回る場合には他の環境改善効果の高いリース資産への再充当を行う旨、等が定められており、調達資金を管理するうえで妥当な内容が定められている。

以上より、本フレームワークにおける調達資金管理の方針は、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

<本グリーンボンドについて>

本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、調達資金が管理される予定であることを確認した。

R&I は、本グリーンボンドの調達資金の管理方法は、適切に定められており、優れていると判断した。

調達資金の追跡管理：

- グリーンボンドの調達資金は、発行体により適切な方法で分別又は追跡管理される
- 未充当資金について、想定される一時的な運用方法の種類が開示される
- その他（明記ください）：

追加的な開示：

- 将来の投資にのみ充当
- 個別単位の支出に充当
- 未充当資金のポートフォリオを開示する
- 既存および将来の投資に充当
- ポートフォリオ単位の支出に充当
- その他（ご記入ください）：

4. レポーティング

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

<本フレームワークについて>

本グリーンボンドのレポーティングは、年に一度、東京センチュリーの HP 上で行われる予定である。その内容は資金充当状況レポーティングと KTS の発電所全体のインパクト・レポーティングであり、妥当な内容となっている。

以上より、本フレームワークにおけるレポーティングは、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

<本グリーンボンドについて>

本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、レポーティングが行われる予定であることを確認した。

R&I は、本グリーンボンドのレポーティング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。

調達資金の使途に関するレポーティング：

- | | |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input type="checkbox"/> 個別債券単位 | <input type="checkbox"/> その他（明記ください）： |

レポーティングされる情報：

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 充当した資金の額 | <input type="checkbox"/> 投資総額に占めるグリーンボンドによる調達額の割合 |
| <input type="checkbox"/> その他（明記ください）： | |

頻度：

- | | |
|--|--------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 年次 | <input type="checkbox"/> 半年に一度 |
| <input type="checkbox"/> その他（明記ください）： | |

環境改善効果に関するレポーティング：

- | | |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input type="checkbox"/> 個別債券単位 | <input type="checkbox"/> その他（明記ください）： |

頻度：

- | | |
|--|--------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 年次 | <input type="checkbox"/> 半年に一度 |
| <input type="checkbox"/> その他（明記ください）： | |

レポートされる情報（計画又は実績）：

- 温室効果ガス排出量／削減量 エネルギー削減量
 水使用量の減少 その他 ESG 指標（明記ください）：年間発電量

開示方法

- 財務報告書に掲載 サステナビリティ報告書に掲載
 臨時に発行される文書に掲載 その他（明記ください）：ウェブサイト
 レポートは外部レビュー済（該当する場合は、レポートのどの部分が外部レビューの対象であるか明記してください）：

該当する場合は、「有益なリンク」のセクションに、報告書の名称、発行日を明記してください。

有益なリンク（例えば、レビュー実施者の評価方法や実績、発行体の文書等。）

R&I グリーンボンドアセスメント評価方法

https://www.r-i.co.jp/rating/products/green_bond/assessment.html

該当する場合は、利用可能なその他外部レビューをご記入ください

実施されるレビューの種類：

- セカンドオピニオン 認証
 検証 スコアリング/レーティング（格付け）
 その他（ご記入ください）：

レビュー実施者：

発表日：

GBP で定義された独立した外部レビュー機関の役割について

- (i) セカンドオピニオン：発行体の支配下でない環境面の専門性を有する機関がセカンドオピニオンを提供する。オピニオンの提供者は発行体のグリーンボンドフレームワーク構築のためのアドバイザーから独立しているべきである。そうでなければ情報隔壁を設けるなど、セカンドオピニオンの独立性を確保するための措置をとることになる。オピニオンは通常はGBPへの適合性評価を基本とする。特に環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、方針、プロセスの評価と、調達資金を充当するプロジェクトの種類に応じた環境面の特徴に対する評価を含むことができる。
- (ii) 検証：発行体は、事業プロセスや環境基準などに関連づけて設定する基準に対して独立した検証を受けることができる。検証は、内部基準や外部基準あるいは発行体が作成した要求との適合性に焦点を当てるものになる。また原資産の環境面での持続可能性に係る特徴についての評価を検証と称し、外部クライテリアを参照することがある。さらにグリーンボンドで調達される資金の内部追跡管理方法とその資金の充当状況、環境面での影響、GBPのレポートイングとの適合性に関する保証や証明も検証と呼ぶことがある。
- (iii) 認証：発行体は、グリーンボンドやそれに関連するグリーンボンド・フレームワーク、または調達資金の使途について、一般に認知されているグリーン基準やグリーンラベルへの適合性に係る認証を受けることができる。グリーン基準やグリーンラベルは具体的なクライテリアを定義したもので、通常は認証クライテリアとの適合性を、検証などの手法を用いて、資格認定された第三者機関が確認する。
- (iv) スコアリング/レーティング（格付け）：発行体は、グリーンボンド、それに関連するグリーンボンド・フレームワーク、調達資金の使途などの特徴について、専門的な調査機関や格付機関の資格を有する第三者機関から、それぞれの機関が確立した評価手法に基づく査定や評価を受けることができる。評価結果には、環境面のパフォーマンスデータ、GBPに関連するプロセス、2°C目標のようなベンチマークなどに焦点を当てたものが含まれることがある。このようなスコアリングや格付は、信用格付（たとえその中に重要な環境面のリスクが反映されているとしても）とはまったく異なったものである。